

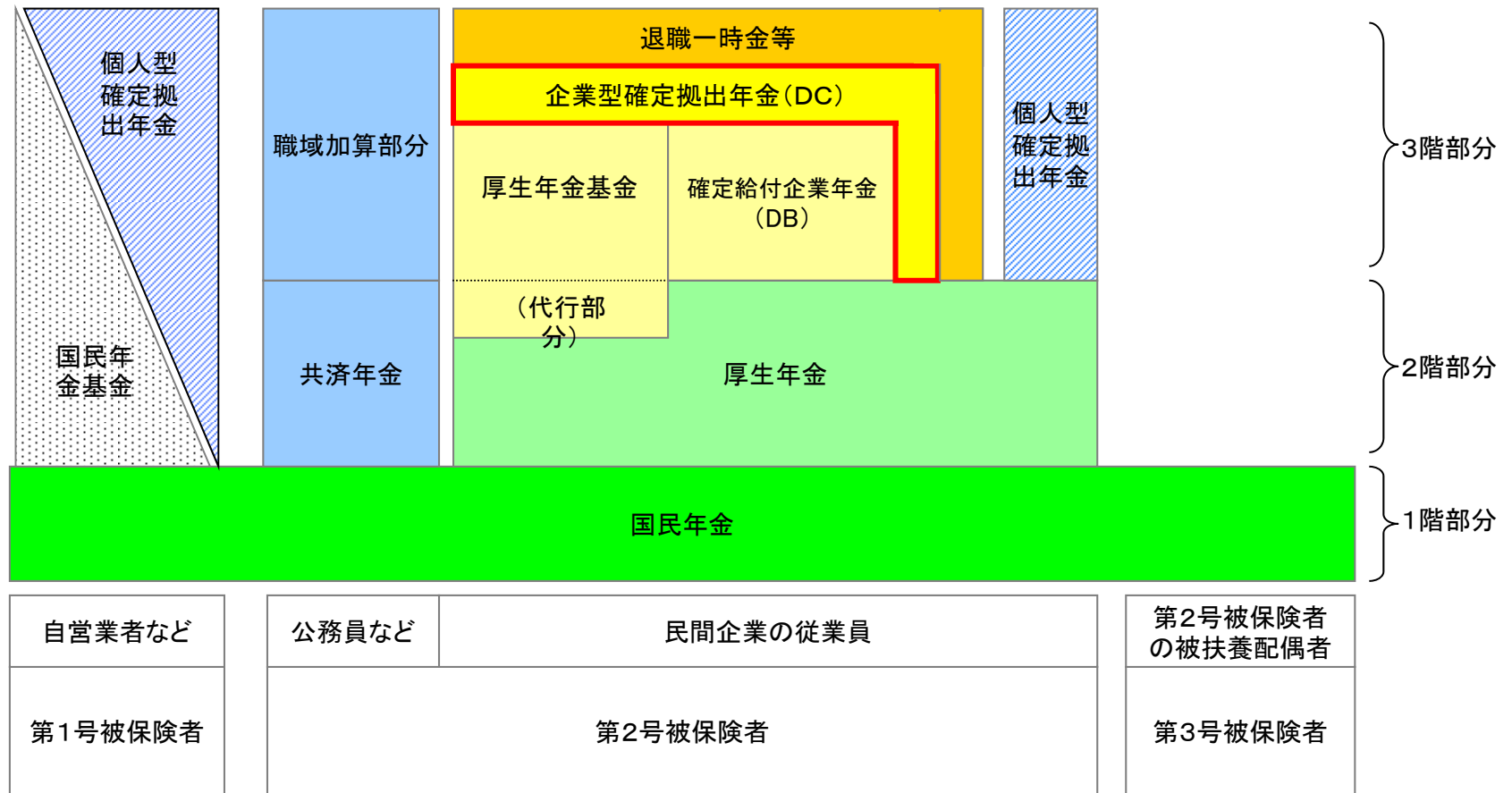
特定医療法人社団三光会
誠愛リハビリテーション病院 様

確定拠出年金セミナー

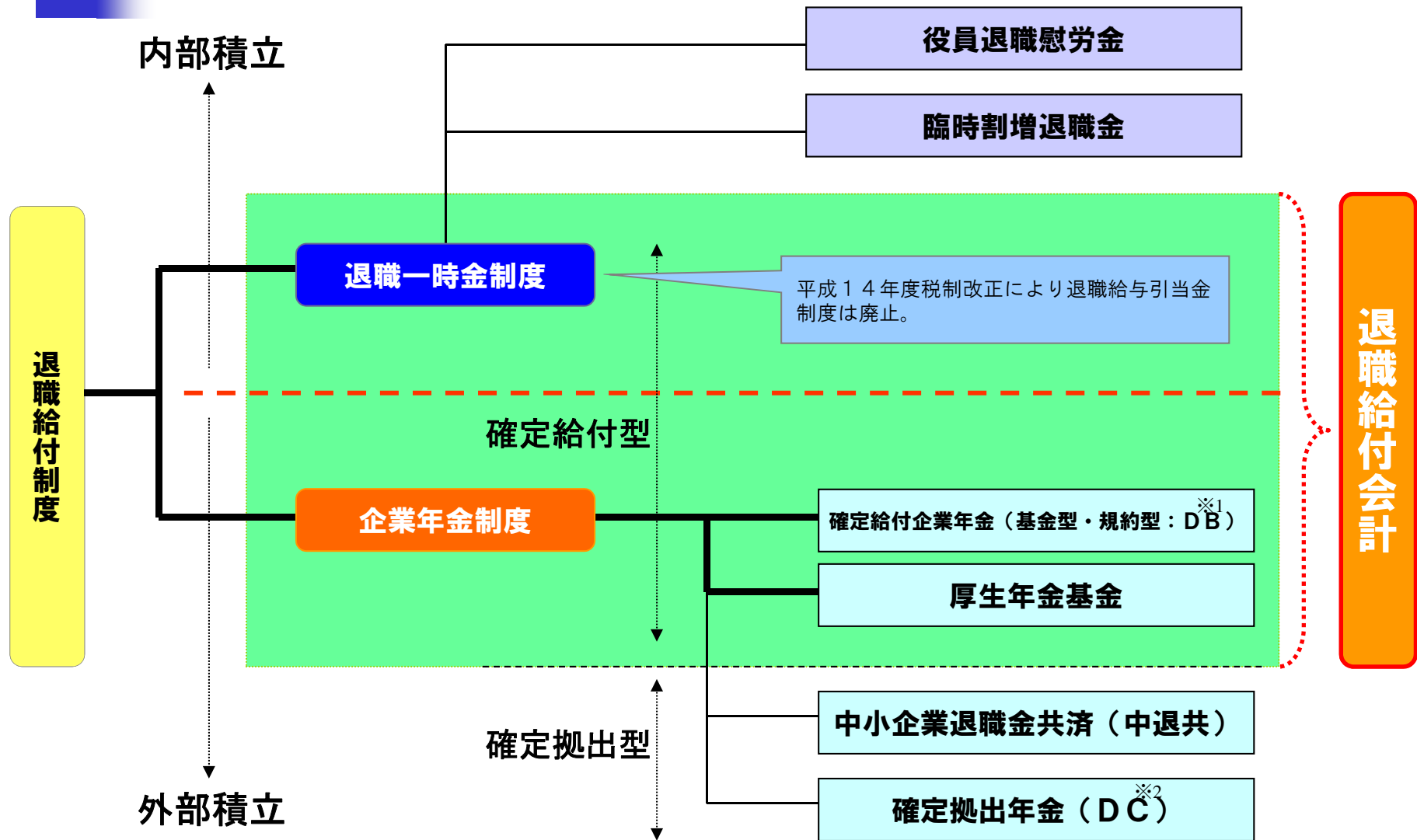
平成25年9月17日
ひらの社会保険労務士事務所
社会保険労務士 平野 厚生

日本の年金制度の概要

- 日本の年金制度は、国が全国民を対象として運営する『**公的年金（1・2階部分）**』と、国以外が運営している『**企業年金（3階部分）**』に分けられます。



退職給付制度と企業年金

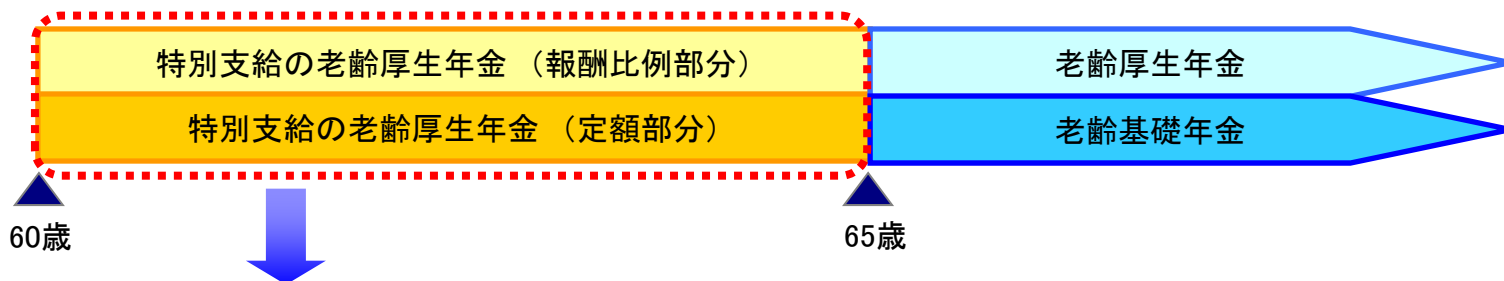


※1 DB: Defined Benefit (確定給付) の略称

※2 DC: Defined Contribution (確定拠出) の略称

公的年金について

- 60歳から65歳までの間に支給される『特別支給の老齢厚生年金※』は、支給開始年齢が段階的に引き上げられています(下表参照)。
 ※ 65歳から、報酬比例部分は『老齢厚生年金』、定額部分は『老齢基礎年金』として支給されます。
- そのため、S36.4.2以降(女性はS41.4.2以降)に生まれた方は、65歳までは公的年金の支給がなく、65歳から老齢厚生年金および老齢基礎年金を受取ることになります。



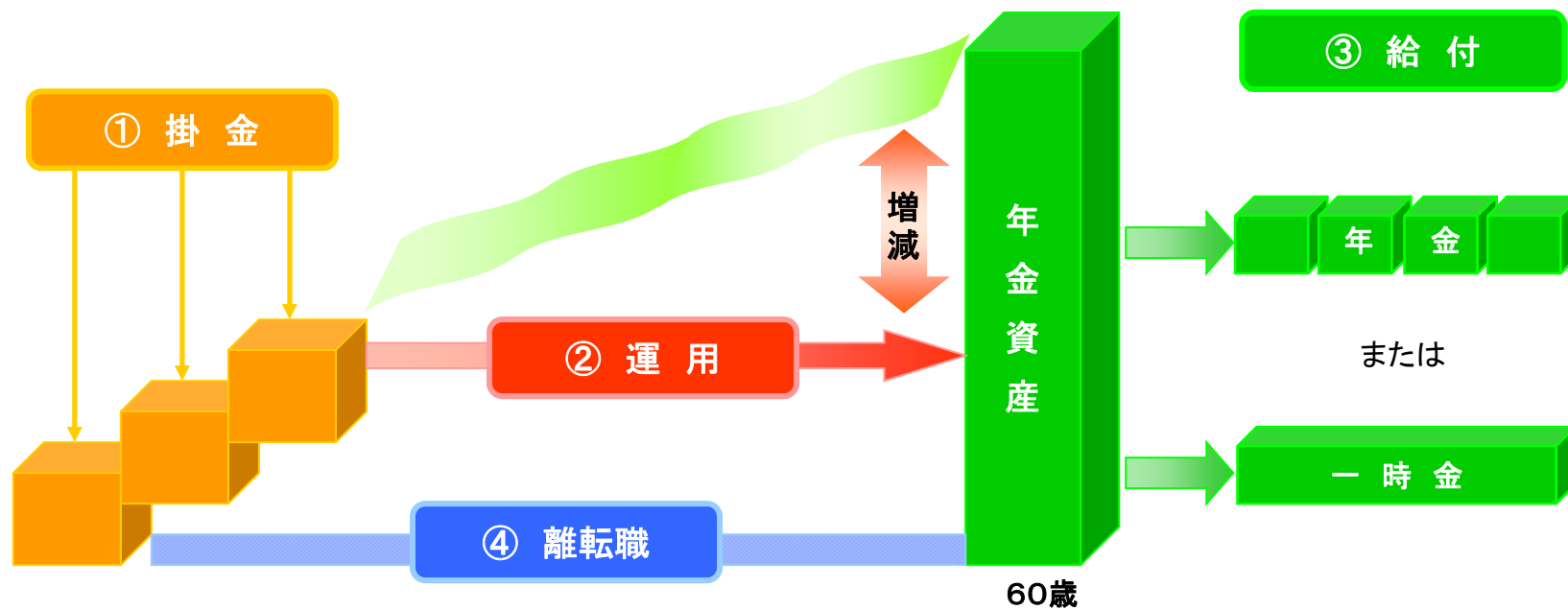
『特別支給の老齢厚生年金』支給開始年齢

| 生年月日 | | 支給開始年齢 | |
|-----------------|-----------------|--------|------|
| 男性 | 女性 | 報酬比例部分 | 定額部分 |
| ～S16.4.1 | ～S21.4.1 | 60歳 | 60歳 |
| S16.4.2～S18.4.1 | S21.4.2～S23.4.1 | | 61歳 |
| S18.4.2～S20.4.1 | S23.4.2～S25.4.1 | | 62歳 |
| S20.4.2～S22.4.1 | S25.4.2～S27.4.1 | | 63歳 |
| S22.4.2～S24.4.1 | S27.4.2～S29.4.1 | | 64歳 |
| S24.4.2～S28.4.1 | S29.4.2～S33.4.1 | | |
| S28.4.2～S30.4.1 | S33.4.2～S35.4.1 | 61歳 | |
| S30.4.2～S32.4.1 | S35.4.2～S37.4.1 | 62歳 | |
| S32.4.2～S34.4.1 | S37.4.2～S39.4.1 | 63歳 | |
| S34.4.2～S36.4.1 | S39.4.2～S41.4.1 | 64歳 | |
| S36.4.2～ | S41.4.2～ | | |

S36.4.2以降(女性はS41.4.2以降)に生まれた方は、65歳まで公的年金が支給されませんので、60歳以降の生活資金の対策が必要と考えられます。

確定拠出年金（DC）制度について

- 確定拠出年金(DC)は、あらかじめ定めた掛金を企業が毎月拠出し、従業員(加入者)自身が行った運用の結果を60歳以降に給付として受け取る制度です。



① 掛金
企業が、あらかじめ決められた掛金を、毎月拠出します。

② 運用
用意された運用商品の中から、従業員(加入者)自身が自由に選んで運用を行います。

③ 給付
給付額は運用成果によって決まります。原則、60歳以降に受取ることができます。

④ 離転職
年金資産を転職先の確定拠出年金(企業型)や確定拠出年金(個人型)に移すことができます。

確定拠出年金のメリット・デメリット

従業員から見てのメリット

税制優遇がある

- ・掛金拠出時の掛金部分や、運用時における運用収益は非課税となります。
- ・一時金で受取の場合は退職所得控除、年金で受取の場合は公的年金等控除の対象となります。

個人の資産残高の把握が容易

加入者個人が運用方法を決めることができ、自分の年金資産を明確に把握できます。

退職時に持ち運び可能（ポータビリティ）

転職時に自分の年金資産を持ち運ぶことが可能。

従業員から見てのデメリット

退職しても60歳までは引き出せない

原則60歳前の引き出しはできません。

運用リスクを負う・給付額が確定しない

将来の給付額が運用実績によって変動します。

会社から見てのメリット

退職給付会計の対象外

掛金は全額損金計上することができ、DC導入部分については、退職給付債務がなくなります。
⇒(バランスシートへの計上が不要となります)

運用リスクがない

加入者が運用リスクを負うため、運用環境悪化に伴う追加負担が発生しません。掛金負担が一定です。

福利厚生制度が充実

従業員の方々のライフプランに対する認識が高まります。

会社から見てのデメリット

従業員向け投資教育の義務を負う

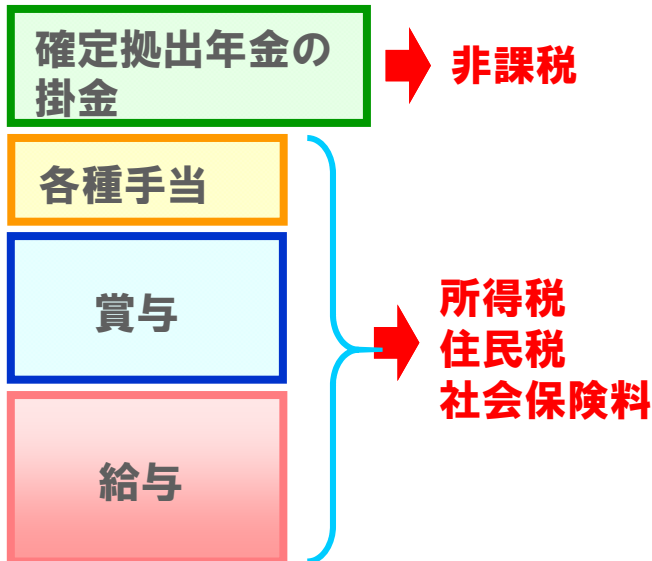
情報提供義務を負います。

導入・運営管理にコストがかかる

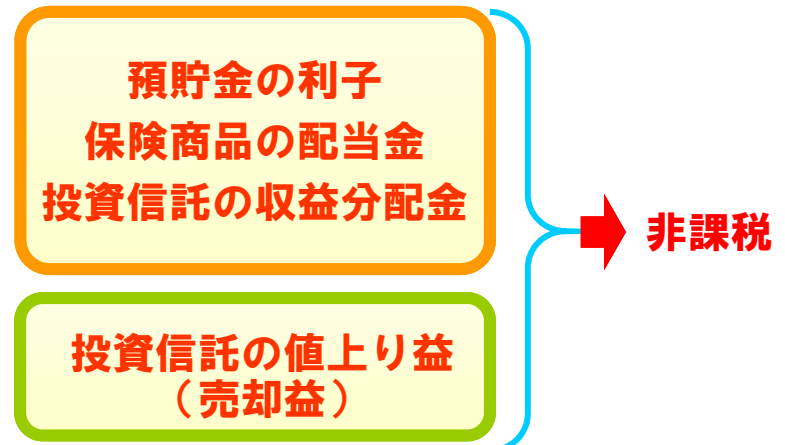
制度運営コストがかかります。

確定拠出年金の税制優遇

① 掛金は非課税



② 運用益は非課税



本来は運用中の積立金に対して特別法人税(標準税率年1.173%)が課税されますが、現在は課税凍結中です。

③ 受取る時にも税制優遇

一時金として受取る場合

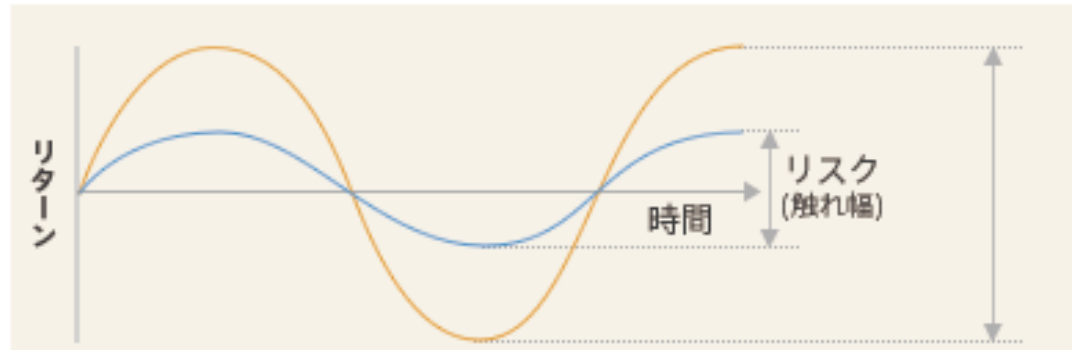
退職金などと合算して
「退職所得控除」の対象

年金として受取る場合

他の公的年金と合算して
「公的年金等控除」の対象

運用の基本 ① リスクとリターンの関係

- 運用にリスクはつきものです。しかし、「リスク＝損」と決めつけるのではなく、リスクの特性を知り、上手につきあってく事が大切です。
- 「リスク」は通常「危険」と訳されますが、元々の語源はイタリア語の「勇気を持って試みる」という前向きな言葉で投資理論では、リターン(投資収益)の触れ幅のことをいいます。



投資でいうと、投資結果のリターンの触れ幅をリスクといいます。
※ 上記はイメージ図であり、実際の値動き等を示すものではありません。

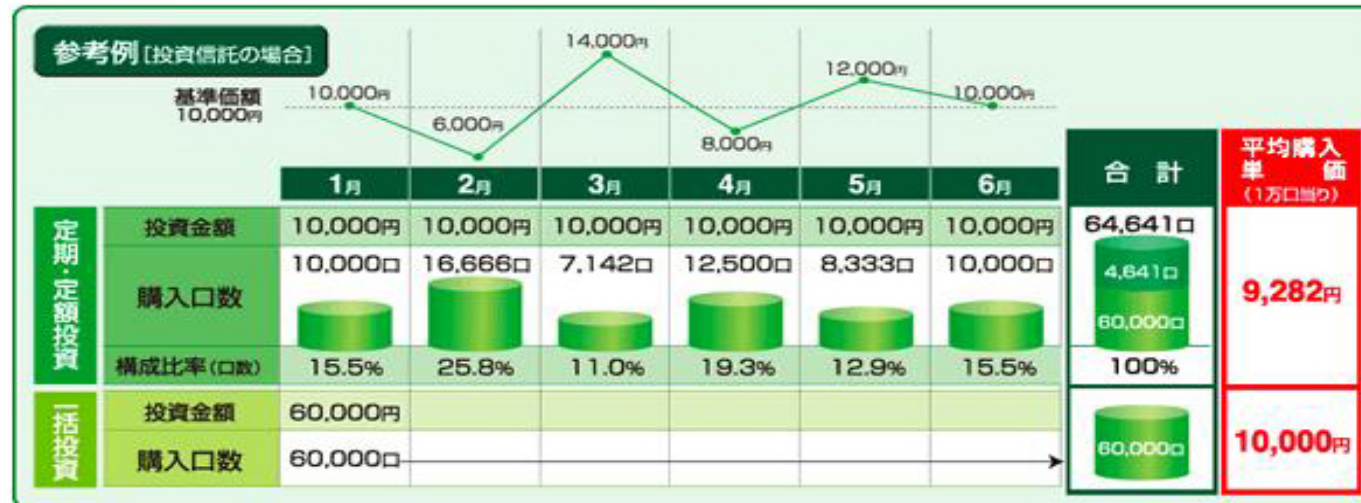
- 株式、債券、不動産などの投資対象の価格は全く同じ方向へ動くものではありません。ある投資対象の価格が下落しているときに、別の投資対象は上昇していることがあるのです。

分散投資すると・・・

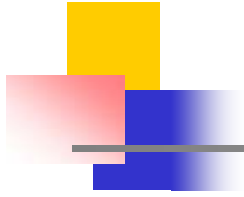


運用の基本 ②ドル・コスト平均法

- 『ドル・コスト平均法』とは価格が高いときに多く投資することを避けるため、一定金額を一定の期間、一定の証券等に投資する方法で、価格が高いときは購入口数が少なくなり、価格が低いときには購入口数が多くなり、長期的に見れば投資信託購入の価格変動リスクを分散する効果が期待できます。



※ 上記の例は、あくまでも仮定であり将来の結果を約束するものではありません。
 ※ ドル・コスト平均法は、価格変動リスク等を低減するものではありません。



ご清聴ありがとうございました